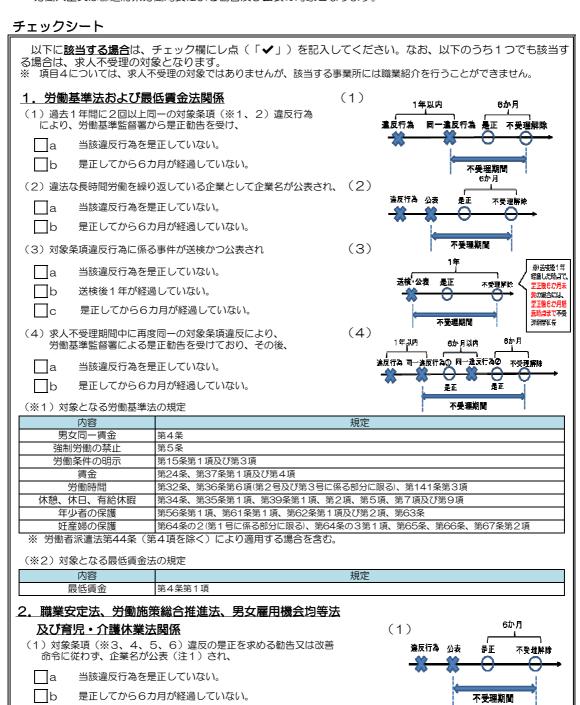
私どもは、この求人申込る ん。	りの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしませ
事業所名	タカノ株式会社
事業所所在地	長野県上伊那郡宮田村137
代表者名	代表取締役社長 鷹野 準

◇この自己申告書についての説明事項◇

休業法第56条の2の規定による公表。

- (1)以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に 該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。



(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護

①需給調整事業課(室)	正再度同一の対象条項違反により、 による助言や指導、勧告、 記や指導、勧告を受けており、その後、	(2)	6か月以内 公表 是正	6か月 	
	を是正していない。	-	────────────────────────────────────	0 0 	
	6カ月が経過していない。			理期間	
(※3)対象となる職業安	定定法の規定		1	· =	
内容	規划	È			
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項				
求職者等の個人情報の取扱い 求人の申込み時の報告	第5条の4 第5条の5第3項				
委託募集	第36条				
労働者募集に係る報酬受領	第39条、第40条				
・供与の禁止 労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条				
秘密を守る義務	第51条				
	 現職の表現では、100mmでは、100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。 100mmである。	有の産用の女足		〔美寺に関り	
る 法律)の規定					
内容	規划	È			
パワーハラスメント防止に 関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項				
パワーハラスメント等を理 由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第	第2項において準月)	
	! を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する!!	場合を含む。			
(※5)対象となる里女屋	・ 『用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機	会及び待遇の確	#保等に関する法律	割の担定	
内容	には、		:水子に対する四月	F/ 07/71/12	
性別を理由とする差別の	第5条、第6条、第7条	_			
禁止 セクシュアルハラスメント、出産等を 理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第1いて準用する場合を含む。)	1条の3第2項、	第17条第2項、第	18条第2項にお	
セクシュアルハラスメント等の防 止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項				
妊娠中、出産後の 健康管理措置	第12条、第13条第1項				
(※6) 対色となる奈田介	・護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護	た行う労働者の	がかけい関する辻倉	もの担守	
内容	環外来が、同様が来で、月暖が来で自述をは多版月暖 		福田に関する公司	<u></u> ≢/♥クスススメヒ	
育児休業、介護休業等の申出	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の25条第1項、第25条第2項(第52条の4第2項、第5	010、第18条の2	2、第20条の2、第	523条の2、第	
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用すいて準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条項、第2項及び第3項、第26条				
※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。					
3. その他の不受理事	_				
a 暴力団員(注	(2) に該当する。				
□ b 法人の場合、	役員の中に暴力団員がいる。				
□ c 暴力団員が自	3身(又は法人)の事業活動を支配している。				
(注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。					
4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。) 職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所 に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。					
事業所におい	Nて、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。				
【留意事項】 令和2年6月1日より、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)の施工に伴い以下の規定等が追加されます。					
(1)内容:労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱い の禁止					
規定:男女雇用機会均等法第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)、育児・介護休業法第25条第2項(2)内容:職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止規定:労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項(第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。)(労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。)					
また、(2)の規定に違反し、労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合等も、求人不受理の対象となる場合として追加されます。					